



しろさと 農業委員会だより

第16号

平成27年8月17日発行

編集

農業委員会運営委員会

発行

農業委員会事務局

会長あいさつ



城里町農業委員会

会長 長谷川 毅

平素より、本会に対し特段のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、二月の改選から新委員が半数近く占める本会も、半年が過ぎ農地の貸借や売買・転用等に伴う調査並びに審議、また農家からの相談・農地の適正管理の指導等、日々の活動も定着してきており、更には委員間の情報交換や関係機関やそれらの会議、また地域での会議にも積極的に参加し研鑽に励んでいるところであります。

このような状況下、現在、国の農業委員会法改正の審議において、戦後、六十年続いていた農業委員選挙を廃止し、地域からの推薦による選任制度に改正する内容で議論されておりあります。

いずれにしましても、農村は時間をかけて蓄積された知恵に基づいた日本文化の下で形成されたものであり、地域農業事情に精通している者の代表制としての仕組みづくりの担保は必要と考えます。

結びに、今後とも、本会に対し皆様方の一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

農地転用の際は!!

農地を住宅や資材置き場、駐車場等の農地以外の用途に転換したい!!これを**農地転用**といいます。

(一時的なものを含む)



農地を転用するには許可申請が必要です。詳しくは、農業委員または農業委員会事務局にご相談ください。

農地パトロールについて

昨年まで7月から8月に実施していました荒廃農地調査は、今年から10月から11月半ばに農地パトロールと併せて、各農業委員が実施いたします。調査にあたり、各委員が農地に立ち入ることもありますので、ご理解ご協力をお願いします。

それらの結果を基に、農地の所有者等へ荒廃農地の指導や今後の意向調査を行います。



▲農地パトロールの様子

<主な内容>

- ・会長あいさつ 1
- ・農地パトロールについて 1
- ・農地転用の際は!! 1
- ・農業者年金について 2
- ・贈与税の納税猶予を受けている方へ 2
- ・相続の届出 2
- ・農地法等申請件数（平成26年度） 2
- ・H26年度荒廃農地調査結果 3
- ・農地中間管理機構について 3
- ・農地の適正な使用について 4
- ・貸付希望農地の詳細情報 4

農業者年金に加入して安心して豊かな老後に備えましょう！

農業者年金は、農業者のための、より安定した老後を過ごすための、国民年金(基礎年金)の上乗せ年金であり公的年金です。

次の3つの要件を満たす農業者なら、どなたでも加入できます。

◆加入要件

- 20歳以上60歳未満の方
- 国民年金第1号被保険者(保険料免除者を除く)
- 年間60日以上農業に従事する方

◆農業者年金の特徴とメリット

- ① 終身年金で80歳までの保証付き
- ② 加入も脱退も自由
- ③ 保険料額の自由設定・途中変更可能
- ④ 税制面での優遇措置
- ⑤ 積立方式の確定拠出型年金
- ⑥ 政策支援加入なら保険料の国庫補助あり



加入者は
全国で11万1千人
(平成27年3月現在)

H26年度農地法等申請件数

(平成26年4月～平成27年3月)

農地法第3条(農地を売買、贈与、貸借等)

件数	面積(m ²)
41	45,801

農地法第4条(所有者が自らの農地を転用)

件数	面積(m ²)
10	3,875

農地法第5条(所有者以外の者の農地を転用)

件数	面積(m ²)
24	19,368

農地改良届

(農地に盛土等を行い利用価値を高めること)

件数	面積(m ²)
10	2,787

農業経営基盤強化促進法による利用権設定

(農地の貸借)

件数	面積(m ²)
107	283,093

農地を相続したら届出を

相続等により農地の権利を取得した場合には、農地のある農業委員会へ届け出が必要です。

〈届出する方〉

相続(遺産分割及び包括遺産を含む)、法人の合併・分割、時効等で農地の権利を所得した方

〈届出書類〉

農地法第三条の三第一項の規定による届け出書

農地の納税猶予を受けている方へ

相続税及び贈与税の納税猶予制度を受けている農地について、適正利用を厳格化する旨国から通知されています。

今後、適用農地が荒廃農地等の状態となった場合には、納税猶予が打ち切となり、猶予を受けていた税額の全部または一部と利子税を納付することとなりますのでご注意ください。こうならないためにも、草刈りの定期的な実施等、農地の適正な管理を行ってください。

農地中間管理機構を通した農地の貸し借りをお勧めします！

農地の集積・集約を図る「茨城県農地中間管理事業」(平成26年4月1スタート)

農地中間管理事業とは、地域内の分散し複雑に入り組んだ農地の利用を整理するため、農地中間管理機構<茨城県農林振興公社>が農地を借り受け、まとまりのある形で農地を利用できるように配慮して担い手に貸付する事業です。

農地中間管理機構では、意欲的な農業者へ農地利用の集積・集約化を行い、農地の有効活用や農業経営の効率化を図ります。

～担い手さんが農地中間管理機構を通して農地を借りるメリット～

- 地域で離農した方の農地を担い手さんへ集積します。
- 機構から借り受ければ、地代の支払いは機構に一本化。手間が大幅軽減できます。
- 10年間の計画的な作付けが可能になります。

農家(出し手)の皆さんに交付される協力金

- ① 経営転換協力金……経営廃止や経営転換などに伴った農地の借り手がついた場合
- ② 耕作者集積協力金…次の要件に該当する農地について借り手がついた場合
 - ◆中間管理機構の所有(管理)農地に隣接する農地
 - ◆中間管理機構への借受希望応募者が経営する隣接農地
 - ◆一連の農作業の継続に支障が出ない2筆以上の農地

その他

地域集積協力金……地域において一定割合集積された農地の貸し出し

注意：協力金については、原則として所有者の名義変更等も完了してある農地であり、中間管理機構へ10年以上農地を貸し付けできることが要件となります。

また、協力金の種類や面積により、交付額が異なります。

申込み用紙は役場担当窓口を設置ほか、県農林振興公社HPに掲載されています。

申込み、その他制度の詳しい内容については下記までお問い合わせください。

茨城県農林振興公社 農地グループ 029-239-7131

城里町産業振興課 029-288-3111(内線253)

城里町農業委員会事務局

平成26年度荒廃農地全体調査結果

昨年度の調査結果は以下の表のとおりで、町内全農地(2,973ha)のうち194haの荒廃農地があることがわかりました。

項 目	荒 廃 農 地				うち農用地区域内			
	筆 数		面積 (ha)		筆 数		面積 (ha)	
田畑別	計	1,995		194	計	1,532		149
	田	821	田	78	田	662	田	63
	畑	1,174	畑	116	畑	870	畑	86



※耕作放棄地を再生するために10万円以上の経費が掛かる場合、1/2の5万円が交付されます。

(ただし、5年以上、作物を栽培しなければなりません。)

詳しくは、町産業振興課へお問い合わせください。(内線253)

田畑から出る際は、農耕車両についた土や泥を落としましょう

道路に落ちた土や泥のかたまりは、歩行者の通行の妨げや車の交通事故の原因につながり危険です。また、道路は、みんなで使うところであり、土泥の散乱の様子は環境美化の点でも大変気になるものです。

やむを得ず、道路に土や泥を落としてしまった場合は、速やかにスコップ等で取り除き道路の清掃をお願いします。



農地の貸借等情報 H27.3.31現在

後継者不足、高齢化による農地の貸付・売却を希望する農地が年々増加しています。

下表は、昨年の農地法第30条調査で貸し手・売り手を希望する、とあった農地の情報です。そのほか、窓口等において希望カードの提出をいただいた分も含まれます。

常北地区

合計	田	338,321 m ²
畑	630,354 m ²	

大字	地目	面積 (m ²)
石 塚	田	22,804
	畑	138,558
那 珂 西	田	36,029
	畑	98,021
上 泉	田	16,919
	畑	9,568
増 井	田	60,342
	畑	85,521
磯 野	田	27,130
	畑	72,794
上 入 野	田	65,719
	畑	49,928
上 青 山	田	5,092
	畑	28,059
下 青 山	田	6,453
	畑	19,244
春 園	田	5,448
	畑	42,273
小 坂	田	14,632
	畑	21,253
勝 見 沢	田	22,070
	畑	17,786
上 古 内	田	23,165
	畑	20,785
下 古 内	田	32,518
	畑	26,564

桂地区

合計	田	304,883 m ²
畑	597,563 m ²	

大字	地目	面積 (m ²)
上 坪	田	39,152
	畑	34,697
下 坪	田	44,880
	畑	69,447
栗	田	21,781
	畑	22,870
北 方	田	27,922
	畑	76,416
高 久	田	24,026
	畑	94,540
錫 高 野	田	16,516
	畑	49,680
孫 根	田	17,696
	畑	69,030
岩 船	田	4,883
	畑	7,338
高 根	田	18,537
	畑	61,989
阿 波 山	田	38,026
	畑	60,866
下 阿 野 沢	田	9,302
	畑	27,789
上 阿 野 沢	田	31,946
	畑	21,694
御 前 山	田	10,216
	畑	1,207

七会地区

合計	田	103,451 m ²
畑	65,990 m ²	

大字	地目	面積 (m ²)
徳 蔵	田	7,517
	畑	15,747
小 勝	田	47,831
	畑	11,179
塩 子	田	19,579
	畑	5,823
下 赤 沢	田	17,225
	畑	13,503
上 赤 沢	田	4,951
	畑	19,738
大 網	田	—
	畑	—
真 端	田	6,348
	畑	—

**借受・購入希望の方は
農業委員会までどうぞ!!**

農地法の申請等の受付締切日は

毎月10日です!!

定例総会は、

毎月25日です!

(受付締切日、定例会総会とともに、土日祝日にあたる場合は翌開庁日)

城里町農業委員会事務局

〒311-4391
城里町石塚1428-25

電話 029-288-3693
FAX 029-288-2362

今後、更なる町農業行政の打開策を考へるべく、皆様のご意見をお待ちしております。

さて、昨年始動の「農地中間管理事業」。現時点で国・県における実績は、当初計画の2割程の進捗状況となっております。町においても、担い手1名に対して貸付者3名分、面積にして約178aの締結実績となっております。やはり、貸付希望農地と担い手のマッチングに難航を示しているところであります。

今年も早いもので八月中旬、まさに、猛暑時期ピークの折り返しを迎えているところです。作物に関しては、畑では夏野菜の収穫も終盤、水田では来月には、もう「稲刈り」を迎える頃合です。今年は、どんな食味のお米ができるのか、今から楽しみです。どうぞ体調管理には留意して残暑を乗り越えてください。

編集後記